

参議院名簿による候補者の届出書

政党その他の政治団体の名称	(ふりがな)	一の略称 (20字以内)	(ふりがな)
候補者(優先的に当選人となるべき候補者を除く)の氏名			
(ふりがな) 氏 名			
優先的に当選人となるべき候補者の氏名及び順位			
順位	(ふりがな) 氏 名		
選挙	何年何月何日執行 何選挙		
添付書類	1 政党その他の政治団体及び参議院名簿登載者に関する調書 2 政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書 3 参議院名簿届出要件該当確認書 4 参議院名簿の重複届出をしていない旨の宣誓書 5 候補者となることの同意書 6 候補者となることができない者でない旨の宣誓書 7 参議院名簿登載者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書 8 供託証明書 9 参議院名簿登載者の戸籍の謄本又は抄本		
	備考		

上記のとおり関係書類を添えて参議院名簿の届出をします。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名

何選挙長 氏 名 あて

備考

- 法第86条の3第2項において準用する法第86条の2第2項ただし書の規定により同項第2号又は令第88条の5第3項第2号に規定する文書の添付を省略する場合には、「添付書類」欄の「備考」欄にその旨を記載しなければならない。
- 優先的に当選人となるべき候補者がいない場合は、「優先的に当選人となるべき候補者の氏名及び順位」欄の「順位」及び「氏名」欄に斜線を記入すること。
- 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。